



該当○印

融資推薦申込書

<input type="checkbox"/>	一般融資
<input type="checkbox"/>	ポスト新長期融資

年 月 日

(一社) 神奈川県トラック協会
会 長 殿

郵便番号
住 所
企 業 名
電話番号
代 表 者 会社印

このたび下記要項のとおり第49回近代化基金融資推薦申込みをいたします。
 なお、融資推薦を受けたときは、貴協会制定の近代化基金運営要領等の各条項を遵守いたします。
 また、第49回近代化基金融資公募案内を参照したことを申し添えます。

記

金 額	金 円	
資 金 使 途		
期 間	年 月 日 頃	
償 還 方 法	据 置 () 月 (毎月 ・ 隔月) 均等割償還 その他 ()	
担 保		
保 証 人		
借入希望時期	年 月 日 頃	
協 同 組 合 等 加 入 状 況	加入済 組合名 (_____) 未加入	商工中金出資 (有・無)
融 資 申 込 店 予 定	商工中金 店 信用組合 店	未 定
(申込事業者) 担当者連絡先	(担当者名) (住 所)	(電話)

添付書類 : 企業要項 (様式2号)、事業計画書 (様式3号)、承諾書 (様式4号)、見積書写 等

企業要項（個別企業用）

年 月 日

（ふりがな） 名 称 （所属組合）	（ ）		住所	本店 （TEL 支店・営業所数					
役員	代表者 （才） 他 名		業界 役 職	協 会 その他					
資 本 金	同族 千円 （ ）（ ）（ ）								
設 立 月 日	年 月 （創業 年 月）								
規 模	不 動 産	土 地	m ²	（内借地	m ² ）	車 輛	10 t 車以上	台	
		営 業 所	棟	m ²	（内借地 棟		m ² ）	6	”
		保 管 施 設	棟	m ²	（ ” 棟		m ² ）	4	”
		車 庫	棟	m ²	（ ” 棟		m ² ）	1	”
		そ の 他						特殊車輛	”
						軽自動車	”		
従 業 員	男 人 職 員 女 人	男 人 運 転 手 女 人	男 人 そ の 他 女 人	計 人	有・無 上部団体名				
主 な 荷 主 及 び 運 送 収 入		①	②	③					
	荷主名 運送収入	千円	千円	千円					
業 績 （2期分）		年 月 期		年 月 期					
	運 送 収 入	千円		千円					
	経 常 利 益	千円		千円					
	純 利 益	千円		千円					
	減 価 償 却	千円		千円					
配 当	%		%						
取 引 銀 行 上 位 3 行	①	②		③					
沿 特 そ の 革 色 他									

事業計画書

単位 円

設目 備的 を及 行び うそ 動の 機効 ・果			
計 画 の 概 要	設 置 場 所 (車両の場合は使用の 本拠の位置)		
	物 件 の 種 類		
	構 造 ・ 形 式 (車両の場合は型式)		
	面 積 ・ 数 量		
	収 容 能 力 等 (車両の場合は最大積載量)		
	着 工 ・ 発 注 時 期	年 月 日 (予定)	
	完 成 ・ 購 入 時 期	年 月 日 (予定)	
	購 入 先		
	所 要 資 金 ④ (登録諸費用含む)		円
資 金 調 達 方 法	本 借 入 金 ① (登録諸費用除く)		円
	自 己 資 金 ②		円
	その他③ $\left[\begin{array}{l} \text{他行借入} \\ \text{な 　　ど} \end{array} \right]$		
	合 計 ④ ④=①+②+③		円

注) 車両導入についての推薦額は、車両本体価格及び車両本体価格に係る消費税の合計となります。

年 月 日

(一社) 神奈川県トラック協会 御中

承 諾 書

住 所

企 業 名

代 表 者 名

会社印

私は、今般、第49回神ト協近代化基金融資の推薦申込を行うにあたり、推薦融資を借り受けた場合に、貴協会から受ける利子補給について、後日、貴協会において、近代化基金運営要領 5の(11)に定める利子補給の制約条項のいずれか一つに該当すると認められた場合は、利子補給を打ち切られ、且つ、既往の利子補給分の金額を貴協会から請求があり次第、異議申し立て等一切行わず、直ちにお支払いすることを承諾いたします。

近代化基金運営要領(抜粋)

5. 近代化基金による推薦融資

(11) 利子補給の制約

- ① 借入者が(転貸方式により借り入れた事業者を含む)が正常な取引(例えば、銀行取引の停止、倒産、破産、営業権の譲渡、協会員の資格を失ったとき及び正常な会員の義務を果たさない場合等)を維持することが困難であると判断されるときは、利子補給を打ち切るものとする。
- ② この制度による融資を受けたものが、正当な事由がなく申請に係る事業計画と異なるものに転用した場合、利子補給を打ち切ると同時に、既往の利子補給分の返還を求めるものとする。
- ③ その他、本要領の主旨に照らし利子補給を継続することが適当でないと当協会が判断した場合、これを打ち切ることができる。